

令和8年度臨時定員地域枠減(12⇒9)への対応について

令和7年7月 書面開催
第2回府医療対策協議会 資料1-1
(第1回府医療対策協議会 報告資料1(改))

経過等

○国の動向

■第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会(R7.1.21)

- ・令和8年度臨時定員としての地域枠設置方針に関する配分方法について、医師多数県の臨時定員地域枠は、原則として令和7年度臨時定員から令和6年度臨時定員に0.2を乗じた数を減算とする旨了承

⇒ 大阪府の場合：12人→9人(▲3人：令和7年度定員12人－令和6年度定員15人×0.2)

■厚生労働省・文部科学省事務連絡(R7.2.14)

- ・第9回検討会で示した令和8年度の医学部臨時定員の配分方針に沿って配分を行う。
- ・特定の地域等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合であっても、臨時定員としてではなく、まずは、恒久定員内地域枠に移行して設置することについて大学と調整の上、検討を行うこと。

○府の対応

- 大阪府医療対策協議会長名で、国に対し、医学部臨時定員地域枠における配分方針に関する要望書提出(3月)
- 地域枠設置4大学へ意向調査を実施(～5月)
- 国からの令和8年度臨時定員地域枠の設置希望数調査 ⇒ 大学からの意向をもとに希望数(12名)を国に回答

○厚生労働省から事務連絡(臨時定員申請可能数及び各大学の定員数に関する照会)(R7.6.24)

令和8年度 臨時定員地域枠：9名まで

議題

令和8年度入学定員について、各大学とも恒久定員内への地域枠の振替意向はなく、また、令和7年度入学定員数と同数の臨時定員地域枠の設置希望があったことから、資料1-2の考え方にに基づき、3大学と定員調整を進めることとしてはどうか。

<今後のスケジュール>

7月16日：本協議事項に関する回答期限、委員からの意見を踏まえ、定員調整の考え方を決定

7月下旬：減員調整対象の大学と個別調整、国へ定員数を回答(～7月下旬 国回答期限〈国調整済〉)